

三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo  
Mi i Mo 食堂運営に係るシェアメンバー募集要項

## 1. はじめに

三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo（以下「Mi i Mo」という。）は地方創生の取り組みの柱として、公民館・図書室・学童保育・子育て支援施設など、複数の施設の機能を兼ね合わせた地域の交流・まちづくりの拠点です。

Mi i Moは、単なる既存施設の集約施設ではなく、「子どもも大人も自分ごととして関わり、まちのみんなができること・やりたいことを積み重ねながら、三宅町の未来を育むまちの拠点」となることを目指しており、子どもからお年寄りまでが集い、交流しやすい場所としていくために、販売用キッチンを活用したカフェ等のシェアキッチンを経営するシェアメンバー（以下「シェアメンバー」という。）を募集します。

## 2. 募集内容

### （1）事業の内容

「カフェ等の飲食店営業」

Mi i Moの「Mi i Mo 食堂」を活用したカフェ等の飲食店営業。

### （2）事業の条件

- ① Mi i Moのグランドコンセプト等の把握  
出店者は三宅町交流まちづくりセンター管理運営計画等の熟読等により、Mi i Mo及びMi i Mo 食堂のコンセプトや位置づけについて十分に理解・同意した上で、営業等を行うこと。
- ② シェアメンバーとの協力・調整  
Mi i Mo 食堂はシェアキッチンとし、複数のシェアメンバーに時間や曜日を分けて三宅町より貸与します。自身の担当時間以外は、他のシェアメンバーが使用する事に留意し、協調性を持って使用すること。また、他のシェアメンバーの健康への配慮や、清潔なキッチン環境を保つため、衛生面においても相互に配慮すること。
- ③ 三宅町への事業報告  
月に1回の事業報告（簡単な収支報告）を行うこと。  
（収支に応じた貸付料を算出します。）
- ④ Mi i Mo 運営会議への出席<sup>※1</sup>  
シェアメンバーが決定後に、シェアメンバーより「シェアキッチン代表者」となった者は、施設運営の意見交換をする「Mi i Mo 運営委員会」の会議に

---

<sup>※1</sup> 現在、シェアキッチン代表者は決まっております。

出席すること（月1回、2時間程度の会議を予定）。

- ⑤ 三宅町農産物の積極的な使用  
（例：サトイモや金ごまをはじめ、町内生産の野菜等を含む。）
- ⑥ テイクアウトの促進  
館内が密になることを避けるため、テイクアウト可能なメニューの提供を行うこと。
- ⑦ M i i M oでのイベント協力・連携  
（例：行催事の時間に合わせた営業など）
- ⑧ 食品衛生管理者の資格  
登録時に取得している、又は契約後1年以内に取得の見込みがあること。
- ⑨ 生産物賠償保険への加入  
出店決定時には、保険証書の写しを提出すること。

### (3) 貸付物件

項目	内容
対象物件	三宅町交流まちづくりセンターM i i M o 1階 「M i i M o食堂（約12.6㎡）」
所在地	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地
館の開館	月曜日、年末年始を除く9時～21時
設備備品	設備備品一覧を参照
営業許可	取得済（飲食店営業、菓子製造業及びアイスクリーム類製造業）
責任者	三宅町職員を食品衛生責任者として選任しています。
飲食可能なスペース	施設内：9テーブル・30席 屋外：3テーブル・12席 その他：テラス、広場 ※ 施設内外を自由使用の範囲で飲食可能なスペースとしてご利用いただけます。飲食専用の客席はありません。
その他	全館 freeWi-Fi あり（屋外には設置予定はなし。） 17時以降に限りアルコールの提供可 物置スペースあり

### (4) 貸付期間

2023年2月 ～ 2023年7月末

- ※ オープン準備が必要な場合には、シェアキッチンの貸付をすることも可能です。
- ※ 正式な貸付期間については、提案内容を踏まえ、協議により決定します。

優先貸付期間	最長2年間（1年ごとに継続確認を行います。）
--------	------------------------

※ 運営状況等を考慮して、貸付期間を更新をしない、または、期間内であっても貸付けを取り消すこともあります。

### （5）貸付時間及び営業時間

- ① 原則：貸付時間及び営業時間は、館の開館時間（月曜日を除く9時～21時）に準じます。

区分		貸付時間
全日		9時00分～21時00分
半日	日中	9時00分～16時00分
	入替時間	16時00分～17時00分
	夜間	17時00分～21時00分

- ② 例外：提案内容に応じて、貸付時間及び営業時間を変更することもあります。

※ 正式な貸付時間及び営業時間は、提案内容を踏まえ、協議により決定します。

- ③ 出店曜日・時間

- ・毎週土曜日、日中及び夜間
- ・毎週火曜日、第1～第3日曜日の夜間

（希望が重なった場合は、調整を要する場合があります。）

### （6）貸付料

店舗用区画及び設備備品の貸付料については、次の①及び②の合算の金額を基本とします。

区分	貸付料	（例：30日間半日の営業、1カ月の売上60万円の場合）
①基本料	全日の場合 ： 2,000円/1日 半日の場合 ： 1,000円/半日	最低貸付1,000円× 営業日数30日 = <u>3万円</u> ①
②歩合貸付料	月額売上が30万円を超える場合に30万円を超えた売上の10%を最低貸付料に加算します。	30万円×10% = <u>3万円</u> ②

※ 貸付料には、光熱水費含むものとします。

## (7) 貸付の形態

Mi i Mo 食堂利用規約に同意した上、運営委員会の承認をもって決定とします。

## (8) その他留意事項

### ① 備品・食材等の持ち込み保管

町が設置する設備備品以外の備品・食材の持ち込み及び保管については、町との協議の上、シェアメンバーの責任と費用により行うこと。

### ② 消費税及び地方消費税の取り扱い

消費税及び地方消費税については、軽減税率の適用を含めて適切に取扱うこと。

### ③ レジ袋有料化の取り扱い

テイクアウト時のレジ袋については、プラスチック製レジ袋を有料化するなど適切に取扱うこと。

### ④ 食品以外の販売

Mi i Mo 食堂の使用においては、食品以外の販売をしないこと。

### ⑤ 関連法令の遵守

食品衛生法、奈良県食品衛生法施行規則及び細則、三宅町が定める食品衛生管理計画等、食品衛生法関連法令等を遵守すること。

### ⑥ Mi i Mo 食堂利用規約に反した場合

利用停止又は契約解除の可能性があります。

## 3. シェアメンバーの条件

次の要件のいずれかに該当する者は、シェアメンバーとなることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ③ 三宅町暴力団排除条例（平成23年12月三宅町条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- ④ 三宅町入札参加資格停止措置要領（平成24年6月三宅町要領第2号）による指名停止を受けている者
- ⑤ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者

#### 4. 事業スケジュール

応募受付期間	2022年11月22日(火)～12月9日(金)
書類選考及び通知	2022年12月12日(月)～12月16日(金)
プレゼンテーション審査会	2022年12月19日(月)～12月23日(金)
選定結果の通知	プレゼンテーション審査後、1週間以内に行います。
貸付期間	2023年2月1日～2023年7月31日 (以後、期間更新の可能性あり)

#### 5. 応募方法

MiMo食堂のシェアメンバーに応募する者は、応募申込書(様式3)等応募書類(各1部)を期限までに提出すること。

##### (1) 応募書類

様式名	記載内容	提出の要否
応募申込書(様式1)		必須
誓約書(様式2)		必須
企画提案書(様式3)	・飲食事業のコンセプト、事業概要、アピールポイント、メニュー・料金(案)等を記載。 ・A4・3枚までにおさめること。	必須
収支計画書(様式4)	・月単位での収支計画を記載。	必須
人員体制表(様式5)	・応募者を含めて、キッチンで調理等される方を記載。	必須
類似実績表(様式6)	・飲食店や飲食イベント等の営業や企画・運営に携わった実績を記載	任意
応募者概要資料 (任意様式)	・会社概要(所在地、事業所の規模、資本金など)、各種資格書類(食品衛生責任者、防火管理者、調理師免許など)	任意

##### (2) 提出期限

2022年12月9日(金)午後5時まで(必着) ※メール応募も含む

##### (3) 提出方法

応募書類をメール又は、郵送にて次の担当部署まで提出すること。

※ 持参による提出は受け付けません。

#### (4) 提出先

三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo シェアメンバー募集担当者  
(三宅町役場 みやけイノベーション推進部 政策推進課)  
〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂689番地  
MAIL : miimo@town.miyake.lg.jp

## 6. 審査方法

### (1) 審査方針

外部有識者を含めた審査会により公平・公正な審査を行い選定します。

### (2) 書類選考

応募者多数の場合は、応募書類による事前選考を事務局にて行い、通過した事業者をプレゼンテーション審査の対象とします。

### (3) プレゼンテーション審査

外部有識者を含む審査会によるプレゼンテーション審査を開催し、審査基準を元に公平・公正な審査によりシェアメンバーとなる優先交渉権者を選定します。

最終的には、Mi i Mo 運営委員会の承認を得て、決定となります。

#### (4) 審査基準

項目		審査の基準	配点
飲食事業	①コンセプト	・ 三宅町交流まちづくりセンターMi i Moのコンセプトに合致する飲食事業のコンセプトとなっているか。	15
	②事業概要	・ 利用希望時間などが適正に設定されているか。 ・ 他の提案者との親和性があるか。	10
	③アピールポイント	・ 交流・まちづくりに資する事業となっているか。 ・ Mi i Moや三宅町の魅力向上や活性化に資するものか。	15
	④メニュー案	・ Mi i Moでの提供にふさわしいメニュー内容か。 ・ 三宅町の農産物を活かすなど魅力的なメニュー提案となっているか。 ・ 料金設定が現実的な価格となっているか。	10
事業計画	①収支計画	・ 収支計画が適正で、実現可能性が高いか。	10
	②人員体制	・ 人員体制が適正で、妥当性を有しているか。	10
運営	①適正	・ シェアキッチンを共有・運営するに当たって、他者との協調性があるか。 ・ 衛生面の徹底（関係法令を遵守できるか、HACCPへの理解はあるか）。	20
	②実績	・ 同種類似事業の実績があるか。	5
	③組織・資格	・ 健全で安定的な運営が期待できるか。 ・ 営業に必要な資格を有しているか。	5
合計			100

#### 7. 優先交渉権者との協議等

##### (1) 協議

三宅町と出店形態等について、詳細な協議を行います。（例：利用期間・利用時間・利用ルール・持ち込み備品・貸付料等）

##### (2) シェアメンバー登録

協議が整った際には、シェアメンバーは、三宅町に対してMi i Mo食堂利用規約に同意した上で規約書を提出すること。その後、Mi i Mo運営委員会の承認により、登録が完了します。

#### 8. オープン準備

##### (1) 販売用キッチンの下見

随時受付を行います。日時は要調整とします。

## (2) オープン準備の際の使用料

オープン準備に伴うM i i M o食堂の利用は可能です。また、その際の使用料は無料とします。ただし、準備期間においては、シェアメンバー間での調整がありますので、ご希望の日時に利用できない場合がございますので、ご了承ください。

## 9. 問合せ先

三宅町交流まちづくりセンターM i i M o シェアメンバー募集担当者

(三宅町役場 みやけイノベーション推進部 政策推進課)

TEL : 0745-44-3082

メール : [mimo@town.miyake.lg.jp](mailto:mimo@town.miyake.lg.jp)